

伊勢市監査委員公表第7号

令和6年度財政援助団体等監査結果（意見）に対する措置状況を、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表します。

令和7年10月3日

伊勢市監査委員	檜山	高知
伊勢市監査委員	中井	豊
伊勢市監査委員	中村	功

財政援助団体等監査結果に対する措置状況

【二見まちづくりの会、豊浜東まちづくり協議会、豊西まちづくりの会、北浜まちづくり会議、御園まちづくり協議会】

所管課等	監査結果（意見）	措 置 状 況
市民交流課	①まちづくり協議会から各自治会に事業費が支出されているが、その資金使途の把握がなされていない。補助金の支出目的に沿うものか確認が必要と考えるので、検討いただきたい。 ②支出後、戻入が生じた案件について、差し引いた額で支出伺いを作成している事例が認められた。支出伺いは、予算執行の承認を得るため事前に作成すべきもの、また、戻入伺いは、戻入が生じた時点で作成すべきものと考えているので、指導いただきたい。	「措置済」 内容が把握できるよう、事業実績の提出様式としてまちづくり協議会向けの資金執行マニュアルに該当内容を掲載しており、あらためて周知を行いました。今後も適切に処理されるよう、助言や指導を行っています。 「措置済」 まちづくり協議会向けの資金執行マニュアルに該当内容を掲載しており、あらためて周知を行いました。今後も適切に処理されるよう、助言や指導を行っています。
まちづくり協議会	①一般会計から基金や小口現金への出入金について、その伝票が作成されていない事例が認められた。適切な事務処理をお願いしたい。 ②物品購入について、用途及び数量等の記載がない事例が多数認められた。補助金の支出目的に沿うものかを確認するために必要と考えるので、記載いただきたい。 ③支出後、戻入が生じた案件について、差し引いた額で支出伺いを作成している事例が認められた。支出伺いは、予算執行の承認を得るため事前に作成すべきもの、また、戻入伺いは、戻入が生じた時点で作成すべきものと考えているので、改善をお願いしたい。	「措置済」 市に確認し助言・指導を受けながら、必要書類を適切に作成するよう努めます。 「措置済」 資金執行マニュアルに基づき、適切に記載するよう努めます。 「措置済」 資金執行マニュアルに基づいた事務処理を行うとともに、不明な点は相談し、指導を受け、適切に処理するよう努めます。

【伊勢市障がい者基幹相談支援センター】

所管課等	監査結果（意見）	措 置 状 況
福祉総合支援センター	①指定管理者候補の審査にあたっては、継続したサービス提供の可能性判別のため、財務状況資料の確認が必要である。検討いただきたい。 ②利用者のニーズや満足度を把握し、利用者の声をくみ取るべくアンケート等の実施を行うべきと考えるので、検討いただきたい。 ③管理物件や業務等の実情と仕様書で整合性が取れていない点認められた。次回の更新の際に見直しをお願いしたい。	「措置済」 令和８～１０年度の指定管理候補者の募集にあたっては、選定委員会で経理の専門職により財務状況の書類を審査する体制を整えた上で公募を行いました。 「措置済」 令和７年度から、利用ニーズや満足度を把握するためのアンケートを実施しました。 「措置済」 令和８～１０年度の指定管理候補者の募集にあたっては、ご指摘のあった事項について仕様書の修正を行いました。